

上里町社会福祉協議会ヘルパーステーション重要事項説明書

【訪問介護及び介護予防・日常生活支援総合事業第一号訪問事業】

〔令和6年12月1日付〕

1 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	社会福祉法人上里町社会福祉協議会
代表者役職・氏名	会長・山下 博一
本社所在地・電話番号	埼玉県児玉郡上里町大字七本木5591番地・0495-33-4232
法人設立年月日	昭和53年12月25日

2 サービスを提供する事業所の概要

(1) 事業所の名称等

名 称	上里町社会福祉協議会ヘルパーステーション
事業所番号	訪問介護及び介護予防・日常生活支援総合事業第一号訪問事業 (指定事業所番号 1174200186)
所在地	〒369-0306 埼玉県児玉郡上里町大字七本木5591番地
電話番号	0495-35-3481
FAX番号	0495-35-3482
通常の事業の実施地域	上里町、本庄市、神川町

(2) 事業所の窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日まで (国民の休日、12月29日から1月3日までを除く。)
営業時間	午前8時30分から午後5時15分まで
連絡体制	電話等により、24時間常時連絡が可能な体制をとる

(3) 事業所の勤務体制

職 種	業 務 内 容	勤務形態・人数
管 理 者	・従業者と業務の管理を行います。 ・従業者に法令等の規定を遵守させるため、必要な指揮命令を行います。	常勤・1人
サービス提供責任者	・訪問介護計画を作成し、利用者へ説明し、同意を得ます。 ・サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者と連携を図ります。 ・利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握します。 ・訪問介護員の業務の実施状況を把握します。 ・訪問介護員に対する研修、技術指導を行います。	常勤・1人 非常勤・1人
訪問介護員	・訪問介護計画に基づき、訪問介護のサービスを提供します。	非常勤・11人

3 サービス内容

身体介護	利用者の身体に直接接触して介助するサービス、利用者の日常生活動作能力や意欲向上のための利用者とともに行う自立支援のためのサービスを行います。 (排泄介助、食事介助、清拭、入浴介助、体位変換、服薬介助、通院・外出介助)
生活援助	家事を行うことが困難な場合に、利用者に対して、家事の援助を行います。 (調理、洗濯、掃除、買い物、薬の受け取り、衣類の整理)

4 介護保険の生活援助に該当しない事例

- (1) 「直接本人の援助」に該当しない事例（主として家族のためにする行為又は家族が行うことが適当であると判断される行為）
- ・利用者以外の者のためにする洗濯、調理、買い物、布団干し
 - ・主として利用者が使用する居室等以外の掃除
 - ・来客の応接（お茶・食事の手配等）
 - ・自家用車の洗車・清掃

5 利用料、その他の費用

(1) 訪問介護費

(※地域区分別1単位当たりの単価10,000円(地域区分:その他))

(※1回あたりの所要時間は、実際にサービス提供した時間ではなく、訪問介護計画に明示された標準の所要時間によるものとします。)

イ 身体介護が中心である場合

所要時間	基本利用料	利用者負担額		
		1割	2割	3割
20分未満	1,630円	163円	326円	489円
20分以上30分未満	2,440円	244円	488円	732円
30分以上1時間未満	3,870円	387円	774円	1,161円
1時間以上1時間半未満	5,670円 (以降30分増す 毎に820円加算)	567円 (82円)	1,134円 (164円)	1,701円 (246円)

ロ 生活援助が中心である場合

所要時間	基本利用料	利用者負担額		
		1割	2割	3割
20分以上45分未満	1,790円	179円	358円	537円
45分以上	2,200円	220円	440円	660円

(2) 介護予防・日常生活支援総合事業第一号訪問事業利用料

(※地域区分別1単位当たりの単価10,000円(地域区分:その他))

回数及び内容等	単位数	基本利用料		
		1割負担	2割負担	3割負担
1回あたり	287単位/回	287円/円	574円/円	861円/回
週1回程度 (月5回以上)	1,176単位/月	1,176円/月	2,352円/月	3,528円/月
週2回程度 (月9回以上)	2,349単位/月	2,349円/月	4,698円/月	7,047円/月
週2回を超える程度 (月13回以上)	3,727単位/月	3,727円/月	7,454円/月	11,181円/月
20～45分未満の生活援助	179単位	179円/回	358円/回	537円/回
45分以上の生活援助	220単位	220円/回	440円/回	660円/回
短時間の身体介護	163単位/回 月に22回まで	163円/回	326円/回	489円/回

(3) 介護報酬加算分

(※地域区分別1単位当たりの単価10,000円(地域区分:その他))

加算の種類	利用料	利用者負担額		
		1割	2割	3割
初回加算	2,000円/月	200円	400円	600円
緊急時訪問介護加算	1,000円/回	100円	200円	300円
訪問介護員2人による訪問介護	所定額の2倍	左記利用料 の1割	左記利用料 の2割	左記利用料 の3割
夜間(午後6時～午後10時)	所定額の25%増し			
深夜(午後10時～午前6時)	所定額の50%増し			
早朝(午前6時～午前8時)	所定額の25%増し			
介護職員等処遇改善加算Ⅳ	すべての利用者 負担額×14.5%	左記利用料 の1割	左記利用料 の2割	左記利用料 の3割
特定事業所加算Ⅱ	所定額×10.0%	左記利用料 の1割	左記利用料 の2割	左記利用料 の3割

※初回加算・介護職員等処遇改善加算Ⅳへの対応加算については、訪問介護費及び介護予防・日常生活支援総合事業第一号訪問事業費とも加算になりますが、それ以外の加算は、訪問介護費のみが対象となります。

(4) 交通費

通常の事業の実施地域	無料
通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道10キロ未満	500円
通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道10キロ以上	1,000円

(5) キャンセル料

利用の24時間前までに連絡があった場合	無 料
利用の12時間前までに連絡があった場合	所定額の50%
利用の12時間前までに連絡がなかった場合	所定額の100%

ただし、24時間以後に連絡があった場合であっても、病変等緊急やむを得ない事情がある時は、キャンセル料はいただきません。

6 利用者負担額、その他の費用の請求及び支払方法

(1) 請求方法

- ①利用者負担額、その他の費用は利用月ごとの合計金額により請求します。
- ②請求書は、利用月の翌月15日までに利用者あてにお届けします。

(2) 支払方法等

- ①請求月の28日までに、次のいずれかの方法でお支払いください。
 - ・現金払い
 - ・事業者が指定する口座への振り込み
- ②お支払いを確認しましたら、領収書を発行します。
(医療費控除の還付請求の際に必要なことがありますので、必要に応じ保管してください。)

7 サービスの終了

(1) 利用者の都合でサービスを終了する場合

サービスを終了する希望日の1週間前までに文書でお知らせください。

(2) 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情によりサービスの提供を終了させていただく場合があります。この場合、終了1か月前までに文書でお知らせします。

(3) 自動終了

- ア 利用者が介護保険施設に入所（入院）した場合。
- イ 利用者の要介護認定区分が非該当（自立）と認定された場合。
- ウ 利用者が死亡した場合

(4) 利用者が文書通知により即座にサービスを終了することができる場合

- ア 当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合。
- イ 当事業所が守秘義務に違反した場合。
- ウ 当事業所が利用者や家族に対し、社会通念を逸脱する行為を行った場合。
- エ 当事業所が破産した場合。

8 秘密の保持

- (1) 従業者に職務上知り得た利用者又はその秘密を保持させるため、従業員である期間及び従業員でなくなった場合においても、その秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とします。

- (2) 利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。
- (3) 利用者又はその家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めます。

9 緊急時の対応方法

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要があった場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、家族、介護支援専門員等へ連絡します。

10 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

また、サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。

なお、事業者は以下の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名：社会福祉法人全国社会福祉協議会（団体契約者）
（損害保険ジャパン日本興亜株式会社（引受損害保険会社））
保 険 名：社協の保険

11 サービスの提供に関する相談、苦情

(1) 苦情処理の体制及び手順

- ① サービス提供に関する相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。
- ② 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりです。
 - ア 相談又は苦情があった場合は、原則として管理者が対応する。管理者が対応できない場合には、他職員が対応し、その旨を管理者に速やかに報告する。
 - イ 連絡のあった相談又は苦情（以下「苦情等」）については、概ね以下の手順により事務処理する。
 - ・利用者等から苦情等を受け付けた場合は、速やかに「相談、苦情等受付簿」に記載する。
 - ・受け付けた苦情等に対しては、利用者宅を訪問するなどし、速やかに事実関係の確認を行うとともに、今後の対応や予定を説明し了解を得る。
 - ・苦情等の原因等を正確に把握・分析するため、関係者の出席のもと検討会議を開催し、原因の究明と対応策の協議を行う。
 - ・苦情等の申出者に、その結果又は解決に向けての対応策等の説明を行い、理解（同意）を得る。
 - ・改善を速やかに実施し、改善状況等を確認する。（損害を賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。）
 - ・苦情等の内容により、必要に応じて市町村・国民健康保険団体連合会に報告する。

- ・同様の苦情等が繰り返されないよう、一連の事務処理の内容を記録し、従業者へ周知するとともに、研修等の機会を通じて再発防止に努め、更なるサービスの向上を目指す。
- ・「相談・苦情等受付簿」など一連の記録については、その解決の日から5年間保存する。

(2) 苦情相談窓口

窓口設置場所	社会福祉法人上里町社会福祉協議会内 (所在地：児玉郡上里町大字七本木5591番地)
電話番号等	電話：0495-33-4232・FAX：0495-33-4248
窓口開設時間	月曜日～金曜日 午前8時30分から午後5時15分まで (国民の休日、12月29日から1月3日までを除く)
当事業所担当	宮本 和美 (サービス提供責任者) ・電話：0495-35-3481
苦情解決責任者	福田 和之 (ヘルプステーション管理者) ・電話：0495-33-4232

※市町村及び国民健康保険団体連合会の苦情相談窓口

上里町 高齢者いきいき課	0495-35-1243
本庄市 介護保険課	0495-25-1719
神川町 保険健康課	0495-77-2113
埼玉県国民健康保険団体連合会 介護福祉課	048-824-2568

12 サービスの利用に当たっての留意事項

サービスのご利用に当たってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) 訪問介護員はサービス提供の際、次の業務を行うことができません。
 - ①医療行為
 - ②利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書の預りなど、金銭に関する取扱い
 - ③利用者以外の家族のためのサービス提供
 - ④訪問介護員が行わなくても日常生活を営むのに支障がないもの（草むしり、花木の水やり、犬の散歩等）
 - ⑤利用者の日常生活の範囲を超えたサービス提供（家具・電気器具等の移動、大掃除等）
- (2) 金品や飲食物の提供などはお断りいたします。
- (3) 体調や容体よりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）又は当事業所の担当者へご連絡ください。

13 利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等

- (1) アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組状況
 - ・あり
- (2) 第三者による評価の実施状況（結果の公表）
 - ・なし（なし）

指定訪問介護、介護予防・日常生活支援総合事業第一号訪問事業の提供開始に当たり、利用者に対して、重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業者

住 所 埼玉県児玉郡上里町大字七本木5591番地
氏 名 社会福祉法人上里町社会福祉協議会
会 長 山 下 博 一

説明者

事業所名 上里町社会福祉協議会ヘルパーステーション
氏 名

私は、事業者から重要な事項の説明を受け、サービスの提供開始に同意しました。

利用者

住 所
氏 名

(代理人)

住 所
氏 名